

高額療養費制度の見直しについて（イメージ）

- : 現行
- - : 月額限度額見直し（令和8年度）
- : 所得区分の細分化（令和9年度）
- : 年間上限の月額平均（令和8年度）
- : 多数回該当の金額（現行額を据え置き）

1. 長期療養者への配慮

- 多数回該当（※）の据え置き
 - （※）年収約370万円～約770万円の者の自己負担限度額
 - ・年1～3回目：80,100円 + 1%
 - ・年4回目以降：44,400円（多数回該当）
- 患者負担に**年間上限**（年単位の上限額）を導入

2. 低所得者への配慮

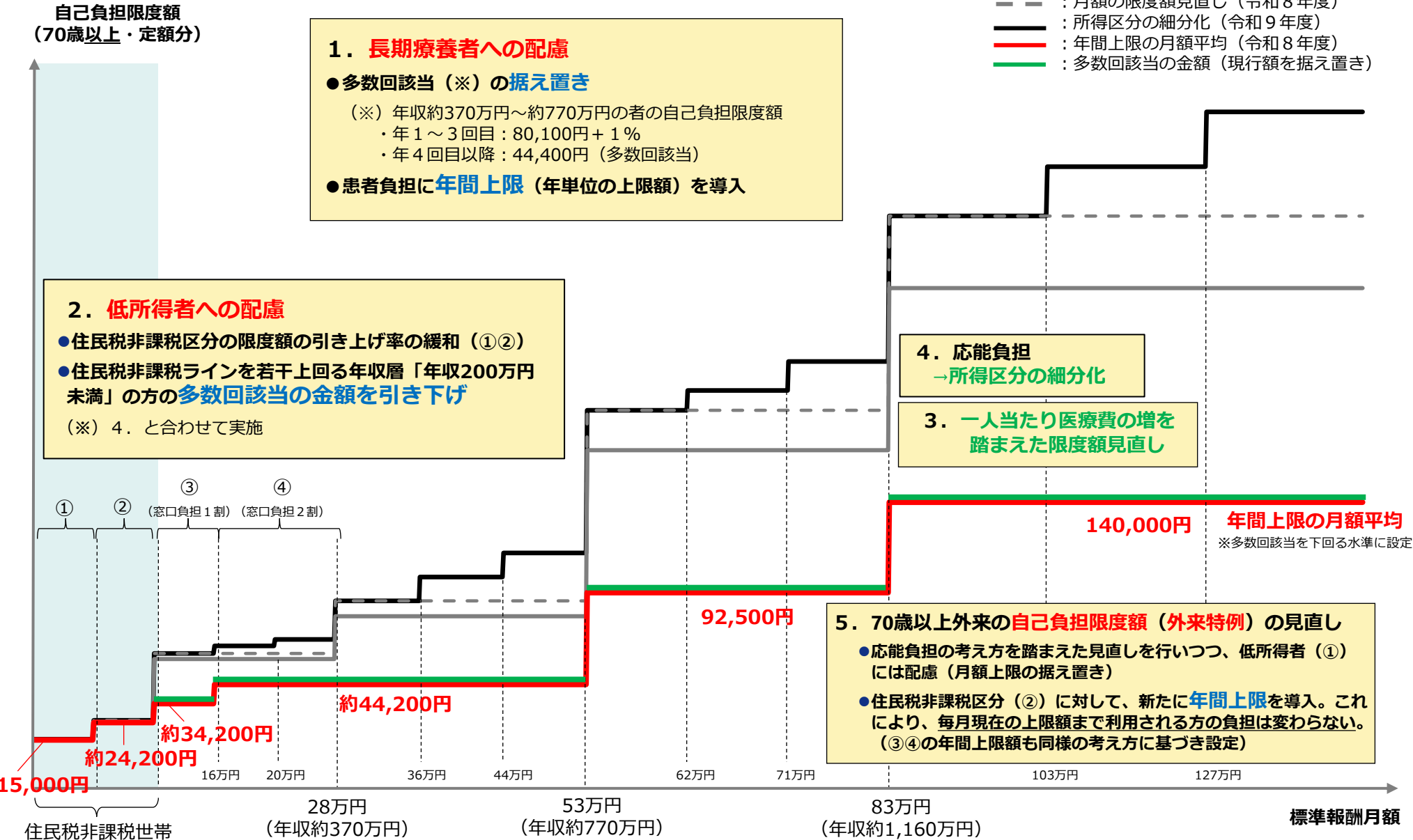
- 住民税非課税区分の限度額の引き上げ率の緩和（①②）
- 住民税非課税ラインを若干上回る年収層「年収200万円未満」の方の**多数回該当の金額を引き下げ**
- （※）4. と合わせて実施

4. 応能負担
→所得区分の細分化

3. 一人当たり医療費の増を踏まえた限度額見直し

5. 70歳以上外来の自己負担限度額（外来特例）の見直し

- 応能負担の考え方を踏まえた見直しを行いつつ、低所得者（①）には配慮（月額上限の据え置き）
- 住民税非課税区分（②）に対して、新たに**年間上限**を導入。これにより、毎月現在の上限度額まで利用される方の負担は変わらない。（③④の年間上限も同様の考え方にに基づき設定）



高額療養費制度の見直しのポイント

- 高額療養費制度の見直しの基本的な考え方（令和7年12月16日 高額療養費制度の在り方に関する専門委員会（※））を踏まえ、高額療養費のセーフティネット機能に鑑み、長期療養者や低所得者の経済的負担の在り方に配慮しつつ、制度を将来にわたって堅持していくための見直しを行う。

※患者団体、保険者、労使団体を代表する委員等に参画いただき、計9回議論を実施

1. 長期療養者への配慮

（1）多数回該当の金額を据え置き

－長期に継続して治療を受けている方の経済的負担を増加させない。

（2）「年間上限」の導入

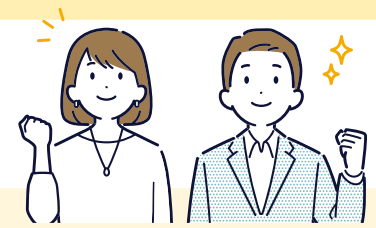
－多数回該当に該当しない長期療養者の経済的負担にも配慮する観点から、新たに「年間上限」を導入。これにより、月単位の「限度額」に到達しない方であっても、「年間上限」に達した場合には、当該年においてそれ以上の負担は不要となる。

2. 低所得者への配慮

（1）住民税非課税ラインを若干上回る年収層である「**年収200万円未満**」の方の**多数回該当の金額を引き下げる**。

（2）外来特例の限度額引上げの際、「**住民税非課税区分**」に**外来年間上限を導入**し、年間の最大自己負担額（12ヶ月限度額を負担される方の負担額）を現在よりも増加させない。

高額療養費の年間上限の新設

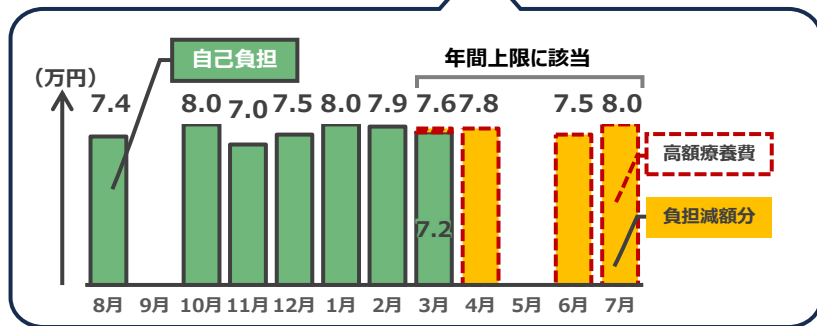
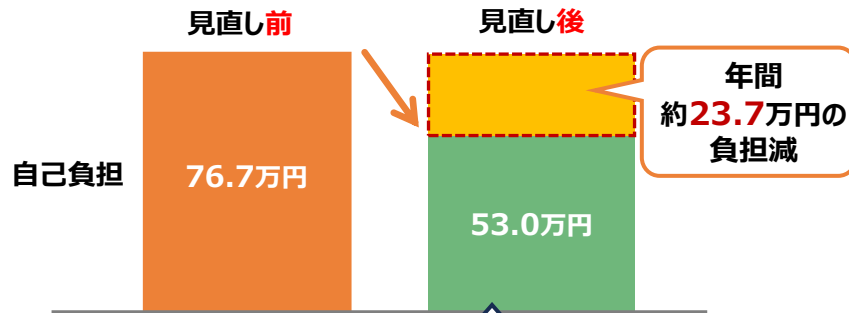


長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

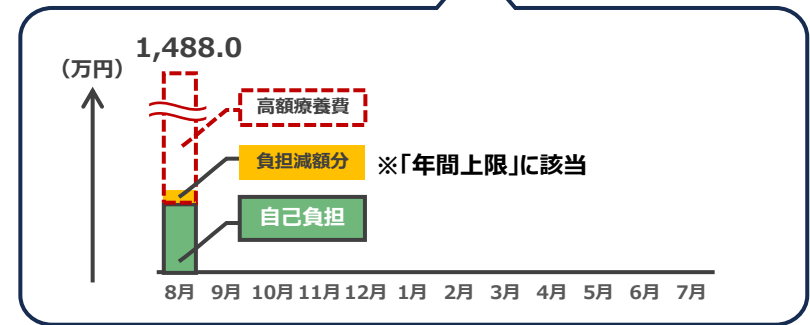
高額療養費の月単位の自己負担は、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じて負担いただきますが、医療費の自己負担について、新たに年単位の上限額（年間上限）を設けます。月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費の支払いは不要となります。

今回の見直しにより、例えば、以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

これまで多数回該当（※）に該当しなかった方の場合



極めて高額な医療を受けた方の場合



※多数回該当：年に4回以上高額療養費に該当する方の自己負担を更に軽減する仕組み

(例) 年収約370万円～年収約770万円の者の自己負担限度額（現行）・年1～3回：80,100円+1% ・年4回目以降：44,400円

患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額（令和8年8月～令和9年7月）

70歳未満	所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
	年収換算	健保（標準報酬月額）	国保（旧ただし書き所得）		多数回該当	月単位の上限額（円）	
						月単位の上限額（円）	
約1,160万円～	83万円以上	901万円超	3割 （※1）	270,300 + (医療費-901,000) × 1%	<140,100>	1,680,000	
約770万円～約1,160万円	53万円～79万円	600万円～901万円		179,100 + (医療費-597,000) × 1%	<93,000>	1,110,000	
約370万円～約770万円	28万円～50万円	210万円～600万円		85,800 + (医療費-286,000) × 1%	<44,400>	530,000	
～約370万円	26万円以下	210万円以下		61,500		530,000 （※5）	
住民税非課税				36,900	<24,600>	290,000	

70歳以上	所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
	年収換算	健保（標準報酬月額）	国保・後期（課税所得）		外来（個人ごと）	月単位の上限額（円）	
						月単位の上限額（円）	
約1,160万円～	83万円以上	690万円以上	3割	270,300 + (医療費-901,000) × 1%	<140,100>	1,680,000	
約770万円～約1,160万円	53万円～79万円	380万円以上		179,100 + (医療費-597,000) × 1%	<93,000>	1,110,000	
約370万円～約770万円	28万円～50万円	145万円以上		85,800 + (医療費-286,000) × 1%	<44,400>	530,000	
～約370万円	26万円以下 （※2）	145万円未満 （※2、3）	22,000 （年間上限216,000）	61,500		530,000 （※6）	
住民税非課税			70-74歳 2割 75歳以上 1割（※4）	11,000 （年間上限96,000）	25,700	<24,600>	290,000
住民税非課税（所得が一定以下）				8,000	15,700	—	180,000

※1 義務教育就学前の者については2割。

※2 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。

※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※4 課税所得が28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上（複数世帯の場合は320万円以上）の者については2割。

※5 「年収換算～約200万円（健保：15万円以下、国保：86万円未満）」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

※6 「年収換算～約200万円（健保：15万円以下、国保・後期：28万円未満）」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額（令和9年8月～）

70歳未満	所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
	年収換算	健保（標準報酬月額）	国保（旧ただし書き所得）		多数回該当		
約1,650万円～	127万円以上	1,356万円超	3割 （※1）		342,000 + (医療費 - 1,140,000) × 1%	<140,100>	1,680,000
約1,410万円～約1,650万円	103万円～121万円	1,110万円～1,356万円		303,000 + (医療費 - 1,010,000) × 1%			
約1,160万円～約1,410万円	83万円～98万円	901万円～1,110万円		270,300 + (医療費 - 901,000) × 1%			
約1,040万円～約1,160万円	71万円～79万円	809万円～901万円		209,400 + (医療費 - 698,000) × 1%	<93,000>	1,110,000	
約950万円～約1,040万円	62万円～68万円	679万円～809万円		194,400 + (医療費 - 648,000) × 1%			
約770万円～約950万円	53万円～59万円	600万円～679万円		179,100 + (医療費 - 597,000) × 1%			
約650万円～約770万円	44万円～50万円	410万円～600万円		110,400 + (医療費 - 368,000) × 1%	<44,400>	530,000	
約510万円～約650万円	36万円～41万円	313万円～410万円		98,100 + (医療費 - 327,000) × 1%			
約370万円～約510万円	28万円～34万円	210万円～313万円		85,800 + (医療費 - 286,000) × 1%			
約260万円～約370万円	20万円～26万円	127万円～210万円		69,600			
約200万円～約260万円	16万円～19万円	86万円～127万円		65,400			
～約200万円	15万円以下	86万円未満		61,500	<34,500>	410,000	
住民税非課税				36,900	<24,600>	290,000	

70歳以上	所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
	年収換算	健保（標準報酬月額）	国保・後期（課税所得）		外来（個人ごと）	多数回該当	
約1,650万円～	127万円以上	1,107万円以上	3割		342,000 + (医療費 - 1,140,000) × 1%	<140,100>	1,680,000
約1,410万円～約1,650万円	103万円～121万円	900万円以上		303,000 + (医療費 - 1,010,000) × 1%			
約1,160万円～約1,410万円	83万円～98万円	690万円以上		270,300 + (医療費 - 901,000) × 1%			
約1,040万円～約1,160万円	71万円～79万円	614万円以上		209,400 + (医療費 - 698,000) × 1%	<93,000>	1,110,000	
約950万円～約1,040万円	62万円～68万円	504万円以上		194,400 + (医療費 - 648,000) × 1%			
約770万円～約950万円	53万円～59万円	380万円以上		179,100 + (医療費 - 597,000) × 1%			
約650万円～約770万円	44万円～50万円	280万円以上		110,400 + (医療費 - 368,000) × 1%	<44,400>	530,000	
約510万円～約650万円	36万円～41万円	203万円以上		98,100 + (医療費 - 327,000) × 1%			
約370万円～約510万円	28万円～34万円	145万円以上		85,800 + (医療費 - 286,000) × 1%			
約260万円～約370万円	20万円～26万円 （※2）	57万円以上 （※2、3）		28,000 （年間上限216,000）			69,600
約200万円～約260万円	16万円～19万円	28万円以上	2割	65,400			
～約200万円	15万円以下	28万円未満 （※4）	70-74歳 2割	22,000 （年間上限216,000）	61,500	<34,500>	410,000
住民税非課税			75歳以上 2割	13,000 （年間上限96,000）	25,700	<24,600>	290,000
住民税非課税（所得が一定以下）			1割（※5）	8,000	15,700	—	180,000

※1 義務教育就学前の者については2割。

※2 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。

※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※4 後期については、年金収入＋その他の合計所得金額が200万円未満（複数世帯の場合は320万円未満）の場合も含む。

※5 課税所得が28万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上（複数世帯の場合は320万円以上）の者については2割。

高額療養費制度の見直しについて

<>内の額は多数回該当の場合

所得区分	現行		R8.8～			R9.8～		
	月額上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)
約1,650万円～ (標報：127万円～)						342,000 + 1% <140,100>		—
約1,410～約1,650万円 (標報：103～121万円)	252,600 + 1% <140,100>	—	270,300 + 1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—	303,000 + 1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—
約1,160～約1,410万円 (標報：83～98万円)						270,300 + 1% <140,100>		
約1,040～約1,160万円 (標報：71～79万円)						209,400 + 1% <93,000>		—
約950～約1,040万円 (標報：62～68万円)	167,400 + 1% <93,000>	—	179,100 + 1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—	194,400 + 1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—
約770～約950万円 (標報：53～59万円)						179,100 + 1% <93,000>		
約650～約770万円 (標報：44～50万円)						110,400 + 1% <44,400>		—
約510～約650万円 (標報：36～41万円)	80,100 + 1% <44,400>	—	85,800 + 1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—	98,100 + 1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—
約370～約510万円 (標報：28～34万円)						85,800 + 1% <44,400>		
約260～約370万円 (標報：20～26万円)						69,600 <44,400>		28,000 (年21.6万)
約200～約260万円 (標報：16～19万円)	57,600 <44,400>	18,000 (年14.4万)	61,500 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	22,000 (年21.6万)	65,400 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	28,000 (年21.6万)
～約200万円 (標報：～15万円)						61,500 <34,500>		
非課税【70歳未満】	35,400 <24,600>	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—
非課税【70歳以上】	24,600	8,000	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	11,000 (年9.6万)	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	13,000 (年9.6万)
一定所得以下【70歳以上】	15,000	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000

(※1) 「～約200万円(標報：～15万円)」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

(※2) 外来特例の対象年齢については、「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)において、「医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現」について、「令和7年度中に具体的な骨子について合意し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施する」とされていることも踏まえ、高齢者の窓口負担の見直しと併せて具体案を検討し、一定の結論を得る。